

# 平成 28 年度第 1 回さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会・会議録

## 《開催概要》

### ■開催日時

平成 28 年 8 月 25 日（木） 午後 6 時 15 分から午後 8 時まで

### ■開催場所

浦和コミュニティーセンター第 15 集会室

### ■出席者名

#### □委員

小島敏也、山岸平二、矢那瀬春代、三島由香、藤本裕子、埴美千代、山田洋、榎本高信、菊地順子、有浦正子、加倉井範子、須藤順子、黒岩清、齋藤友之、永沢映、青柳勝久、木島泰浩

#### □事務局

織田真由美、新藤達也、橘一郎、久保巨樹、小澤剛史、大石隆二、吉田直喜

### ■議題及び公開又は非公開の別

#### □議題

- ・さいたま市市民活動サポートセンターの状況について（報告事項）
- ・さいたま市市民活動サポートセンターの管理基準等について

#### □公開又は非公開の別

公開

### ■傍聴者の数

8 名

### ■審議した内容

- ・さいたま市市民活動サポートセンターの管理基準等について

### ■問合せ先

さいたま市市民局市民生活部市民協働推進課 電話番号：813-6400

### ■次第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 委員自己紹介・事務局職員紹介
- 4 説明  
さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会について
- 5 座長等の選出  
(1) 座長の選出について  
(2) 職務代理者の選出について
- 6 議事  
(1) さいたま市市民活動サポートセンターの状況について（報告事項）  
(2) さいたま市市民活動サポートセンターの管理基準等について
- 7 その他
- 8 閉会

## 《会議録本文》

### 1 開会

司 会：それでは定刻となりましたので、ただ今から、「平成28年第1回さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会」を開催いたします。

わたくし、市民協働推進課の橋と申します。本来は当該協議会の座長が会議の進行をするところでございますが、市直営による協議会の設置後初めての開催であり、座長が決定していないことから、座長が決定するまでの間、わたくしの方で会議を進行させていただきますので、何卒よろしくお願いいたします。

#### ○会議資料の確認

司 会：それでは、会議を始めるにあたりまして、2点確認がございます。

まず1点目でございますが、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

次第と資料1から資料4（4-1と4-2の2種類あり）までの資料につきましては、開催通知文とともに、事前に郵送させていただいておりますが、ご持参いただいておりますでしょうか。

（確認）

資料といたしましては、まず、「次第」、続きまして、資料1として「委員名簿」、資料2として、「さいたま市における附属機関等の会議の公開について」と上に記載された資料、資料3として、「さいたま市市民活動サポートセンターの状況について」と上に記載された資料、資料4-1として、「さいたま市市民活動サポートセンター管理基準等の検討状況について」と上に記載された資料、資料4-2として、「さいたま市市民活動サポートセンター管理基準等の対応案について」と上に記載された資料、そして、資料5として、市民活動サポートセンターに関する条例や規則、要綱等をまとめた「例規ファイル」を、本日新たに配布させていただいております。

よろしいでしょうか。

（確認）

#### ○会議の公開の説明

司 会：続きまして2点目でございますが、資料1「さいたま市における附属機関等の会議の公開について」という、A4の資料をご覧ください。

まず、資料の上の方に書かれております、「さいたま市情報公開条例」の（会議の公開）のところになりますが、さいたま市におきましては、同条例第23条で、地方自治法により設置する附属機関、また、市民や専門的知識を有する者等の意見を聴取し、市政に反映することを目的として設置される協議会や懇親会等は、原則、その会議を公開することとしております。

なお、例外として、同条例第23条の（1）「他の法令等により公開しないこととされている場合」は、会議は非公開となります。

また、（2）「不開示情報に該当する事項について審議し、又は意見を聴取する場合」、（3）「会議を公開することにより、当該会議の適切な運営に著しい支障が生ずると認められる場合」には、資料の下の方に書かれております、「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱」第4条において、当該会議に諮ったうえで、会議を非公開とすることができます。

また、その下に書かれております、同要綱の第5条第5項では、「報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。」としております。

今回の会議では、不開示情報にあたる個人情報の取扱い等がないことから、公開予定とし、ホームページ等で事前に広報しているところですが、現在、傍聴希望者が8名お見えになっております。

不開示情報にあたる個人情報の取扱い等もございませんので、本日の会議を公開とするとともに、報道機関による撮影を許可してもよろしいでしょうか。

(確認)

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、傍聴希望者の方にお入りいただきます。

## 2 挨拶

司 会 それでは、引き続き会議を進行させていただきます。

次第の「2 挨拶」ということで、さいたま市市民局市民生活部市民協働推進課長の織田より、挨拶申し上げます。

織 田：皆さんこんばんは。私は市民協働推進課長の織田と申します。

本日は新体制になりまして初めての運営協議会ということになりますので、僭越ではございますが、開会にあたりまして、ご挨拶をさせていただきます。

まず、皆様におかれましては、さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会の委員をお引受けくださりまして、ありがとうございます。また、本日はご多用の中ご出席いただきまして、重ねてお礼申し上げます。

さて皆様ご存知のことと思いますが、当センターは開設当初より指定管理者による管理運営を行ってまいりましたが、平成27年9月定例会で当センター設置条例の改正を受けまして、この4月より市直営により管理運営を行っているところでございます。

そこで、これまでは指定管理者が設置して、当センターの管理運営を、より効果的かつ効率的に行うための意見交換や協議等を行ってまいりましたこの運営協議会を、直営にあたりまして、協働管理運営のための組織という位置づけは従来のまま、協議会として設置をいたしました。本日その第1回目の会議を開催することとなった次第でございます。

本日の会議では、4月以降の利用状況や利用者の方から寄せられましたご意見等をご報告させていただきますとともに、センターを再び指定管理による管理運営とするための必須条件でもあります管理基準等につきまして、皆様のご意見を伺いながら定めて参りたいと考えておりますので、活発な意見交換を行っていただきますよう、お願いいたします。

それでは皆様どうぞよろしく願いいたします。

## 3 委員自己紹介・事務局職員紹介

司 会：続きまして次第の3、「委員自己紹介・事務局職員紹介」ということで各委員より自己紹介をお願いいたします。

－委員自己紹介

－事務局職員紹介

#### 4 説明

##### ○さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会について

司 会：続きまして、次第の4、「さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会について」ということで、事務局より当該協議会の概要について簡単に説明させていただきます。

事務局：それでは事務局より、次第の4、「さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会について」説明をさせていただきます。

お手数ですが、資料5の「例規ファイル」をお開きいただき、その中の4番、「さいたま市市民活動サポートセンター管理運営要綱」をご覧ください。

まず、運営協議会の設置目的でございます。

こちらの管理運営要綱の第3条におきまして、「市は、協働管理運営を実現するための組織として、運営協議会を設置する」としております。

市民活動サポートセンターは、市民と市の協働により管理運営を行う施設でございます。運営協議会は、この協働管理運営を実現するための組織として、利用者懇談会とともに、引き続きその位置づけを変えることなく開催してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、運営協議会の役割でございます。管理運営要綱の第4条第1項におきまして、運営協議会は、「センターの管理運営をより効果的かつ効率的に行うための意見交換を行い、協議する」としております。

また、同条の第2項におきまして、運営協議会は、「毎年度4回程度開催する」としております。

次に、運営協議会の任期でございます。例規ファイルの5番、「さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会運営要領」をお開きください。

こちらの運営協議会運営要領の第2条第1項におきまして、「委員の任期は、2年とする」としております。

しかしながら、一番下でございます、附則の2、「委員の任期の特例」におきまして、「この要領の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第2条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。」としております。

そのため、委員の皆様につきましては、平成30年3月31日までとなっておりますので、任期終了までの約1年8ヶ月の間に、平成28年度に4回程度、そして、平成29年度に4回程度、運営協議会を開催し、センターの管理運営に関する意見交換や協議を行うことを予定しております。

次に、運営協議会における協議事項でございます。

まず、例規ファイルの2番、「さいたま市市民活動サポートセンター条例」をお開きいただき、その中の4ページ目、第18条をご覧ください。

第18条は、指定管理者による管理に関する規定でございます。

市長は、センターの管理に関する業務のうち、各号に定める業務について、指定管理者に行わせることができるという内容でございます。この第18条に基づき、市民活動サポートセンターでは、平成19年10月の開設時から昨年度まで、指定管理者による管理を行ってまいりました。

続きまして、5ページ目、附則の2をご覧ください。

附則の2は、指定管理者による管理に係る特例でございます。これは、センターの管理を指定

管理者に行わせるための管理の基準その他の必要な事項を定めるまでの間、先程の第 18 条の規定を適用しないという内容でございます。

なお、この「管理の基準その他の必要な事項」につきましては、次の附則の 3 において、市民の福祉が最大限に増進され、センターを設置した目的を効果的に発揮するためのものでなければならぬとされております。

つまり、この附則の 2 と 3 により、当センターは、「管理の基準その他の必要な事項」を定めるまで、指定管理者による管理を行うことができません。

そのため、この附則が施行された平成 28 年 4 月 1 日以降は、当センターは市直営による管理を行っている状況でございます。

このような状況から、本市といたしましては、指定管理者による管理を行うことができる状態に戻すため、「管理の基準その他の必要な事項」を定めることを最重要の課題と捉えております。

そこで、今年度の運営協議会では、この「管理の基準その他の必要な事項」を定めることを主なテーマといたしまして、意見交換や協議を行っていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、「さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会について」の説明を終わりにいたします。

司 会：何かご質問等がございますでしょうか。

－質問なし

## 5 座長等の選出

### (1) 座長の選出について

司 会：次第の 5、「座長等の選出」ということで、「さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会運営要領」第 3 条に基づき、当該協議会の座長及びその職務代理者を選出したいと思います。座長については、運営協議会運営要領の第 3 条第 1 項において、「委員の互選により定める」とされておりますが、皆様いかがでしょうか。

永 沢：埼玉大学の齋藤先生を推薦させていただきます。

山 岸：先生がやるのはよいと思いますが、皆さんの意見も聞いたうえでやって欲しいと思います。

司 会：それでは、改めまして委員の皆様にお伺いしますが、座長を委員の互選により定めるということになっておりますが、皆様ご意見等ございますでしょうか。

木 島：私は、市民生活部長ということで、この会議に参加させていただいているわけなのですが、公募の方も含めまして、委員名簿を見て、その中で、座長を選ぶという時に、どなたかが不適格ということはもちろんないですけれども、この中で、座長を務めていただくとすれば、学識をお持ちの方ということで、私は、最初の永沢委員の発言に同意したいと思います。

山 岸：そのような説明であれば分かります。先生はいかがですか。

齋 藤：皆さんの同意を得られれば。

－一同同意

司 会：それでは、齋藤委員を座長といたします。

### (2) 職務代理者の選出

続きまして、「(2) 職務代理者の選出」に移らせていただきます。

座長と職務代理者でございますが、運営協議会運営要領の第3条第3項において「あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する」とされております。

つきましては、座長になりました齋藤委員に指名をお願いしたいと思います。

齋藤：永沢委員をお願いしたいと思います。

司会：永沢委員、よろしいでしょうか。

永沢：皆さんの同意を得られれば。

——同同意

司会：それでは永沢委員を職務代理者とします。

次第の6以降は、齋藤座長の進行により、会議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

## 6 議事

### (1) さいたま市市民活動サポートセンターの状況について（報告事項）

座長：一応、指定管理者制度に戻すという方向性があるようですが、あらかじめ、資料は皆さんのところへ行っていると思うのですけれども、改めて事務局から説明いただき、具体的に議事に入っていきたいと思っております。

次第の6、「(1) さいたま市市民活動サポートセンターの状況について」ということで、事務局より、平成28年4月以降のサポートセンターの状況についてお願ひします。

事務局：事務局より、次第の6「(1) さいたま市市民活動サポートセンターの状況について」の説明をさせていただきます。

資料の3、「さいたま市市民活動サポートセンターの状況について」をご覧ください。当該資料につきましては、平成28年4月からの体制や、平成28年4月から7月までの利用状況、また、利用者アンケートで寄せられた意見等をまとめた資料になりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、「1 職員体制・業務分担」につきましては、現在、市の職員が8名、また、8月1日時点で、委託業者の職員が14名おり、それぞれシフト制勤務により、センターの管理運営を行っております。

また、それぞれの業務分担につきましては、表の一番右側の欄のとおりでございます。

次に、「2 来館者数」につきましては、月間平均が40,534人となっております、昨年度とほぼ変わらない数字となっております。次に、「3 登録団体数」につきましては、4月から7月までの登録団体数が39件であり、月間平均10件程度となっております。

2ページ目をご覧ください。

次に、「4 施設等の利用状況」の内、まずは、「(1) 多目的展示コーナー」でございますが、こちらにつきましては、月あたり何日間の利用があったかの利用率として、グラフで表しております。

4月から7月までの内、約85%が利用されており、昨年度の年間利用率も83%であることから、多目的展示コーナーが高い割合で利用されていることが分かります。

次に、「(2) 団体ロッカー・メールボックス」でございますが、こちらにつきましては、8月1日時点で、どれくらいの数が利用されているかの利用率として、グラフで表しております。

団体ロッカーの大につきましては、70個あり、その全てが、また、小につきましては、140個あり、その内の88%が利用されております。

その一方、メールボックスにつきましては、312個あることもあり、利用率は29%、おおよそ90個程度の利用にとどまっている結果となっております。

次に、「(3) 貸出機材」につきましては、月間平均が13件となっており、月による違いはございますが、やはり昨年度とほぼ変わらない数字となっております。

3ページ目をご覧ください。次に、「(4) ラウンジ」でございますが、皆様ご存じのとおり、ラウンジはフリースペースとなっており、利用状況の完全な把握はできませんので、こちらにつきましては、利用予約件数をグラフにしております。月間平均が334件となっており、昨年度より若干件数は多くなっておりますが、誤差の範囲内と考えてよいと思います。

次に、「(5) 印刷作業室」につきましては、月間平均が405件となっており、昨年度より約13%減となっております。

こちらにつきましては、皆様ご存じの方も多いたと思いますが、市の直営に移行するにあたり、年度当初、高速カラープリンターと大判プリンター、また、印刷用のパソコンが入っていなかったことによるものと思われまます。改めまして、深くお詫び申し上げます。

なお、7月7日より、それらの機器が設置され、利用再開となったことが、7月のグラフが伸びていることにつながっていると考えております。

次に、「(6) チラシ・ポスターの設置」につきましては、月間平均が136件となっており、昨年度より若干件数が低くなっておりますが、一番下の※印のところに注意書きを記載しておりますが、こちらにつきましては、昨年度と件数の数え方を変えたことによる誤差の範囲内と考えてよいと思います。

4ページ目をご覧ください。次に、「5 利用者アンケートで寄せられた意見」でございますが、その主な割合を円グラフで表しております。

その内の約半分が「謝辞」であり、残りの4割程度が「ご意見・ご要望」となっております。こちらの「謝辞」につきましては、これまでの指定管理者さんによる管理運営の際にも、数多く寄せられておりました、市の直営になったから、数多く寄せられたというものではございません。

これまで同様、この市民活動サポートセンター施設や機能、また、立地など、センター自体に対しての感謝の言葉というふうに捉えられるものでございます。

5ページと6ページをご覧ください。

また、「ご意見・ご感想」の内、3割程度が、先ほどもお話をさせていただきましたが、印刷作業室の機器に関することでもございました。大変申し訳ございませんでした。

残りの7割につきましては、ラウンジの利用に関するご意見の割合が多かったのですが、今後、運営協議会の皆様のご意見を伺いながら、管理運営を向上させるための検討材料にさせていただくとともに、この後の議事にもございますが、今後定める管理基準にも反映していきたいと考えております。

以上で、簡単ではございますが、「さいたま市市民活動サポートセンターの状況について」の説明を終わりにいたします。

座長：質問や確認したい点があれば、ご自由にご発言ください。

榎本：最初に、座長がご挨拶をされた際に、指定管理者制度に戻すというような発言をされていまし

たが、そのような趣旨で、今後進めていくということですか。

座 長：課長さんの冒頭のご挨拶にありましたように、指定管理者制度に戻すという意向があるとのことですので、それも前提であると思います。

榎 本：分かりました。

山 岸：今までは、何だったのですか。

座 長：直営になる前は、指定管理者制度でした。

榎 本：現在は直営であるけれども、市の意向としては、指定管理に戻したいということですか。

座 長：そうであると思います。

藤 本：この会議のお声がかかった時に、センターの利用がより良くなるための会合と思って、「参加させていただきます」と、私はお返事をしました。

なので、私は、座長がおっしゃられたような話もあるとは思ってなかったものなので、この中の何人の方が、そのあたりのことも分かって、この協議会にご出席されているのでしょうか。自分自身としては、大変便利に利用させていただいておまして、それをもっともっと、利用者や団体のために良くしてもらおう、使いやすくするための会議だとばかり思って出席しておりましたので。

座 長：おっしゃるとおりです。

元々は、市民が利用しやすいように、より良くするためにというものです。

それを実現するにあたって、これまでの経緯からすれば、指定管理者制度が1つの案であろうという話なのですが、それは二次的なもので、より良くしていくというのが前提になります。より良くするための具体的な手法として、あるいは、これまでの実績から、指定管理者というものが望ましいということがあるのだと思います。

藤 本：そのことは話し合いの中で決めていくのではないのでしょうか。

指定管理者の方が良い、直営の方が良いというのも、この会議の中で話し合う必要はないのでしょうか。

私個人としては、空調のこととか、照明のこととか、センターをこうしてほしいとか、色々言いたいことがあるので、出席させていただいておりますが、指定管理者でも、直営でも、利用者にとってみれば、特に何も変わりがないので、あとは、職員の方の意気込みだと思います。

座 長：例規ファイルの中に、センターの条例があって、附則がついたという説明がありましたけれども、条例上は、指定管理者で運営するという前提になっていると思います。

ですが、今回、管理基準がしっかりとできるまでは、指定管理は駄目ですよということで、直営になったと。

したがって、条例が予定している姿は、いずれ指定管理者に戻すということだと思います。

そのために、市民の福祉が最大限に増進されるような内容の管理基準を定めなさいというのが、附則が要求しているものです。

ですので、指定管理者に戻すという話がおかしいというよりは、条例は、指定管理者を、このセンターを運営する1つの主体として想定しているので、むしろ、今直営でやっていることが、例外的な状態ということですね。

山 岸：ものすごく単純な話じゃないですか。

私は、空手をやっていますが、ほとんど予約が取れませんでした。

一般の市民から言うと、会場を使うのは平等ではないのではないかという話になってしまいま

す。

私はやはり平等にやってほしい。さいたま市として、これだけの施設をタダみたいに貸しているわけです。

会場を使いたいのは、みんな一緒だと思います。

それをいかに、さいたま市が中心となりながら、平等にやってもらえるかという方がいいんじゃないですか。

この施設をみんなで使って、将来の子供のためとか、我々のためとか、そのためにやってくれば、私は良いと思っています。

有 浦：先ほど申し上げられたことは、さいたま市長の清水市長名の協議会の開催についてという手紙がありますけれども、その中に目的がきちんと書かれていなかったというご意見ではないでしょうか。

この手紙に、運営協議会というものがどういうものかということが、もう少し書いてあれば、違ったご意見になったのではないのでしょうかということです。

私も頂いた資料を読みましたけれども、この中で、私たちはどのように関わっていくのかと思いました。

確かに、資料では、市民活動サポートセンターの管理基準等の対応案というふうには触れられていますけれども、指定管理者に戻すというような内容もどこにもありませんから、そのあたりでのご意見ではないでしょうか。

藤 本：はい。

榎 本：色々と利用したくて申し込んだけれども、予約が取れなかったとかという話は、各論ではありますが、おっしゃるとおりだと思います。

ただ、その前の話で、山岸委員がおっしゃられたように、私たちは全員で初めて顔を合わせたわけですから、ある程度勉強もして、それから会った方が良かったのではないのでしょうか。

先ほど事務局から説明はありました。

附則のところに、指定管理者という文言がありましたので、私は、そういうことなのかなとは思いました。

それで、座長が決まった時に、挨拶の中で、指定管理者制度に戻すということをおっしゃっていたので、それが目的としてもあるのかと。そして、そのような形にした方がよいことの根拠が、条例にあるという説明をいただいたので、条例ということであれば、これは議会を通っているということですから、その方が良いというのが、さいたま市の方針だと思うのですね。

しかし、今年の春から、直営になって、以前の指定管理者制度ではなくなったわけですね。だから、問題点を解決して、条例に則った指定管理者制度に戻そうということなのかなと、今認識しました。

山 岸：指定管理者制度というのはなくなったのですか。

座 長：それは、事務局から説明願います。

事務局：指定管理者制度というのは、市の公共施設を管理運営する上で、民間が持つ力を使いながら、効果的、効率的に管理していくという仕組みで、公共施設の管理運営は、指定管理で運営していくのが、大筋、市の方針となっております。

ただ、指定管理に任せる上では、センターのあるべき姿であるとか、ルールに則った管理運営をするべきとか、そのようなことをしっかりと定めた上で、指定管理者に管理をさせるべきで

あるということから、それを定めるまでの間は、直営で管理運営を行っているところです。例規ファイルにあります、要綱にも書かれているのですけれども、本来であれば、運営協議会は、このサポートセンターをどうすれば使い勝手が良くなるとか、利用者の皆さんが気持ちよく使っていただけるかということについて、意見交換していただいて、それをサポートセンターの運営に反映させていくというものでございます。

皆さんの任期は2年間ございますので、その中で、直営のこととか、指定管理者のこととか、様々なご意見は言っていて構わないものでございますが、第一義として、まずは管理基準について、皆さんのご意見を伺って、その意見を取り入れて定めていきたいという考えであるということをご理解いただききたいと思っております。

山 岸：簡単に言えば、元に戻すということについての議論ではなくて、市民目線でより良い方向に持っていこうという話だと思いました。

もっと簡単に言えば、会場とか場所を事前に確保して使いたいというのが、皆さんの気持ちかもしれないですよ。

山 田：私の経験から言うと、以前は、確かに混んでいたこともありましたが、空席はあります。空席であれば、使ってよいと言われたのですが。

事務局の方に聞きたいのですが、以前は、そんなに予約が取れなかったのですか。

私は取れなかったという経験はないのですけれども。

菊 地：コムナーレの9階と10階で、また別の施設だと思うのですが、10階でも、会議とかそういうことのために予約はできるのですけれども。

山 岸：空手だってここでも全く平気です。色々とかせばなんでもできるので大丈夫です。

菊 地：そういうこともしたいということですか。

そういうことであれば、利用者懇談会という、利用者が集まって、こういうことができるようにしてほしいというようなご意見を述べる場があるので、そこで意見を述べていただいて、それをこの会議で話し合うことになると思います。

運営協議会は、もっと根本的なことを議論する場だと思っています。

管理が、指定管理者から市に変わったというのは議会で決まったことですよ。

今までは、指定管理者が運営するというふうに決まっていたけれども、市が運営することになって、そのあたりのことを皆さんで話し合おうということだったと思うんです。

先ほど、指定管理に戻す、戻さないという話がありましたが、浦和区の市民活動ネットワークの方でも、仮に直営の方がよいとなった場合、なぜその後も直営でできないのかというご意見もありました。

なので、それはまた、今後皆さんで話し合って、1年後とか2年後に、やっぱりこのまま、直営で行ったほうがよいのではないかということになったら、それはまた、その時に、市の方に意見を出すとか、お願いするという形になると思うので、まずは、管理基準等の対応案について、どうするかということ、皆さんとお話し合ってきたらよいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

山 岸：そう思います。

座 長：やはり、今日は、出された資料の中の大枠を、皆さんがどのように考えるかというところを中心にお話しいただきたいと思います。

話を戻しますと、先ほど、現在の状況について説明がありましたけれども、それに対する質問

などはありませんか。

山 田：今年に入ってからあまり使ってないのですが、今日含めて3回来て、違和感を覚えたのは、子供たちは多いけれども、大人たちの利用者が前より減っているように感じられるのですが、数字は減っていないので、ちょっと私の実感と統計が違っています。

それは、私がたまたま来た時に、利用者が少なくて、子供たちが多かったってことなのでしょうか。

座 長：事務局の方で、年齢別の利用者数が分かれば教えてください。

事務局：年齢別の利用者数は分かりません。

菊 地：日によっても、随分違いますよね。

日によって、団体の皆さんが、昼間すごく使っていらっしゃったり、学生さんは、昼も夜も使っていたり。

なので、いつ来ても、優先スペースのあたりに、学生がいっぱいいるように感じるのですが、やはり、市民活動団体の方は、どちらかと言えば、昼が多くて、夜は、お使いになっている方が少ないように思います。

午前から午後にかけてとか、そういう風に使っていらっしゃる方も結構いるので、日によって随分違うと思いますね。

事務局：今の山田委員のご質問に対して、簡単にお答えいたします。

来館者数は、カウンターで確認をしているので、これがはっきりと、先ほどおっしゃられた若い方が多いのか、本当に市民活動を純粹にやっている方が多いのか、また、たまたまちょっと寄った方もカウントされているので、来館者が一概に変わっていないと言えるのかということ、難しいところがあると思います。

ただ、先ほどの資料の3ページにあります(4)ラウンジの利用予約件数ですけれども、こちらについては、完全に市民活動団体の方が、市民活動に使うためということで、件数が出るものですので、こちらの件数は見ていただいたとおり、28年度は多少多くなっていますが、誤差の範囲で、昨年と変わらない程度の予約が入って、ラウンジのテーブルを使っていた形になりますので、活動されている団体については、大幅に変わっていないと思います。

ただ、菊地委員もおっしゃっていましたが、確かに、日によってとか、時間帯によってとか、それらによって微妙な差というのはあるので、感覚的な部分による違いもあるとは思いますが、大きくは変わっていないと捉えていただいて、問題はないと思います。

ただ、あくまでこれは、来館者数やラウンジの利用者数の部分ですので、先ほどのお話の中でも、市の直営になって、全く問題がないのかと言われれば、色々思うところもございますので、そういったさらに細かい点については、また、別の点で考えていただきたいことなどもございます。

そのあたりにつきましては、先ほどの藤本委員や有浦委員からのご質問の補足にもなるのですが、確かに、今回の通知文の方には、あまり詳しい説明はなかったのですが、原則は、この運営協議会での意見交換を通して、管理運営要綱にありますとおり、センターをより良くしていきたいというところがございます。

その中で、管理基準がないと指定管理者制度にはならないという部分もあり、まずは、管理基準という利用上のルールを定めていきたいと思っています。

この話を、皆さんの方で、これからお示しする資料を基にご議論いただくと、それがそのまま

センターをより良くしていくとか、皆さんが使いやすいようになっていくとか、そのような話にもつながっていくと思います。

運営協議会の根本的なテーマは、センターを良くしていくということなのですが、その中で、今は、このような直近の課題もございますので、まずは、この管理基準について話し合っていたいただいて、そのこと自体も、センターをより良くするという方向にも向かっていくものなので、今年度の前半は、それに重点を置いて、皆様のご意見を伺って、センターをより良くしていきたいというように考えております。

この後、事務局の方から、資料の4の2を説明させていただきますが、そうすると、より各論的な話も出てきたりしながら、センターを色々どうしたらよくなるのかといった話になっていくのかと思います。

山 岸：市は直営でやりますと言った方がよいですよ。

指定管理者制度というのがあったけれども、それが変わって、市の直営になったわけで、戻すとか戻さないとかは、その先の話ですよ。

座 長：私も言いましたが、直営を続けるという話ではないのかと。

山 岸：直営を続ける話ではないですけれども、指定管理が終わって、直営になった、その直営の下での第1回目の会議ですよ。

だから、戻すとか戻さないとかという話ではなくて、この設備が、この施設が、より良い市民に対するサポートをできるかできないかという話をやった方が、前向きかと、私は思います。

座 長：運営主体が何であれ、より良くするという事は重要なことです。

ただ、どこが運営を担おうとも、重要なことは、この条例が、なぜストップをかけられているかということ、要するに、管理するための基準に傷があったと。

だから、それをより良くしましょうと。基本的には、その傷がどの程度のものなのか、どこに問題があるのか、4月から直営でやってきて、ここまでどうだったのかということ踏まえて、これから、次第4の(2)の説明を受けてから、また、皆様のご意見を伺いたいと思います。

## (2) さいたま市市民活動サポートセンターの管理基準等について

座 長：それでは事務局の方で、次の(2)の説明をお願いします。

事務局：市民活動サポートセンターの管理基準等の策定に関しまして、ご説明させていただきます。

皆様からご意見がございましたように、この管理基準というものの自体は、サポートセンターを、利用者の方がより良く利用いただけるようにするためのものがございます。

管理基準と言いましても、どういうものなのかということにつきまして、説明をさせていただきます。

まず管理基準と言いますと、何か1つの固まった、条例みたいなものを想像されるかもしれませんが、実はそうではございませんで、あとで改めて触れますが、資料4の1をご覧ください。

その3番に、今後の取組というところがあるのですが、こちらにございますように、これから皆様に、協議をしていただいたり、利用者懇談会でご意見をいただいたりして、それらを踏まえまして、市が、市民活動サポートセンターの利用上のルールを整理して、管理運営要綱やその他の要領を修正等していく予定なのですが、そうした要綱や要領の総称を管理基準とするという風に考えております。

なので、管理基準というものを、何か個別に作るものではございません。

例規ファイルにあるような、管理運営要綱であるとか、施設等の利用に関する要領というような、サポートセンターの利用に関する決まりがございます。

こういうものを修正したり、あるいは、ここに何かを加えていったりして、サポートセンターの利用に関する決まりを作っていく、それらを管理基準として定めるというようにご理解いただければと思います。

続きまして、管理基準を定めるための資料をご説明させていただきます。

まず、資料の4-1、「さいたま市市民活動サポートセンター管理基準等の検討状況について」をご覧ください。

1の管理基準等を定める上での「方向性」ですが、これは、「市民活動サポートセンターの管理運営を、適正かつ適切に行うために必要な事項を定める方向性」と記させていただいております。

なお、管理基準を策定していく前提といたしまして、これはとても重要な点ですが、さいたま市では「市民活動」や「市民活動団体」について、条例で定めた定義があります。

この定義を変えないという点を確認させていただきます。

その点をもう少し詳しく説明させていただきますと、本市の市民活動及び市民活動団体の定義は、「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」で規定しておりまして、「市民が地域又は社会における課題の発見及び解決のために、自発的かつ自主的に行う非営利で公益的な活動」としております。

ただし、市民活動から除外するものもございまして、宗教の教義を広めるような宗教活動や、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動、及び選挙の候補者や公職にある者、政党への選挙運動や落選運動は市民活動から除外しております。

この定義については、変更せずに、管理基準を策定していく考えでございます。

その上で、管理基準の性格は、「市民活動を制限するものではなく、だれもが心地よく市民活動サポートセンターを利用できるように、管理運営の方法を含め、利用上のルールを定める」と考えております。

次に、「2これまでの取組」の「(1) 例規の整備」をご覧ください。

要綱など例規の整備といたしましては、指定管理から、市直営に移行することに伴いまして、平成28年4月1日に、センターの管理運営を市民と市との協働により行うための必要な事項を定めまして「さいたま市市民活動サポートセンター管理運営要綱」を改正いたしまして、市が、運営協議会の設置や利用者懇談会の開催を行うこととしました。

また、併せて、センターの施設等の利用に関し必要な事項を、「さいたま市市民活動サポートセンターの施設等の利用に関する要領」に定め、ラウンジや印刷作業室の利用方法等を整理するとともに、7月からは、パソコン・コーナーの設置及び高速カラープリンターや大判プリンターなどの印刷機器の導入に伴い、それらの利用方法等を追加整理いたしました。

次に、「(2) 課題等の整理と対応案の検討」といたしましては、市が現時点で把握しているセンターが抱える課題・問題点につきまして、市直営に移行することに伴い既に例規に定めた事項、または、今後検討する必要がある事項を整理いたしまして、資料4-2のとおり、さいたま市市民活動サポートセンター管理基準等の対応案としてまとめさせていただきました。

皆様には、これからこちらの対応案に沿ってご意見をお出しいただきたいと考えております。先ほども少し触れましたが、今後の取組といたしましては、この対応案を基に、運営協議会や

利用者懇談会等において、お出しいただいたご意見も踏まえて、より適切なセンターの管理運営に必要な事項をまとめるとともに、市議会への報告等を行い、その内容を規定した管理運営要綱及び別に定める要領等を定め、それらをもって、「さいたま市市民活動サポートセンター管理基準等」としたいと考えております。

それでは、続きまして、資料の4-2、「さいたま市市民活動サポートセンター管理基準等の対応案について」をご覧ください。こちらの表について説明いたします。

これは一番左側に、「何について」という「項目」がありまして、次に何が問題かを記載した「課題・問題点」があります。

「項目」欄には、現時点での考えになりますが、利用上のルールを定める必要があるものとして、20項目に分類をしております。

次に、「課題・問題点」につきましては、本年3月31日以前から認識していたものと、4月1日以降の直営による管理運営の中で把握したものをまとめたものでございます。

続きまして、その右側には、それら課題・問題点に対して、今現在、既に何らかの規定を、「管理運営要綱」や「施設等の利用に関する要領」で定めているものについて、その条項を記載しております。

この欄に記載がないものは、まだ、どの要綱や要領にも規定がなされていないということの意味しています。

なぜ、既に要綱などに定めている項目を、ここに掲載しているかと申しますと、要綱などに当面定めたのは、あくまでも直営化するに於ける必要から行ったものでして、今後、再度指定管理に管理運営を委ねるのにあたってどうしていくか、皆様のご意見を改めて伺いたいと考えているものでございます。

次に、一番右側の「市の考える対応（案）」ですが、これは各課題・問題点に対する市の考えを記載しております。

これら資料につきまして、各委員の皆様より、様々な観点から、ご意見やご質問等をいただき、内容を精査するとともに、必要な加除修正を行い、管理基準等として、まとめていく予定でございます。

また、今後開催される利用者懇談会におきましても、これらの内容や運営協議会での意見交換に基づき、利用者の皆様から、より具体的なご意見等を伺いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

まずは、項目のNo.1の「運営協議会」の上段及びNo.2「利用者懇談会」の上段につきまして説明いたします。

市民活動サポートセンターの運営協議会は、平成27年度までは、指定管理者が設置し、開催していました。

また、利用者懇談会も、平成27年度までは、利用者及び運営協議会の委員の参加により開催しており、指定管理者が参加していましたが、市は十分に関与していませんでした。

この2つの点について、今現在は、市の直営となっておりますので、運営協議会も利用者懇談会も、『「管理運営要綱」や「施設等の利用に関する要領」で定めている事項』にありますように、当然、市が設置・開催することとなっております。

市としましては、これまでの関わりが消極的であったとの思いがありますので、今後、指定管理者に再度委ねるようになった際にも、センターの設置主体として、市の責任を明確化するも

のとして、利用者懇談会及び運営協議会を、市が設置・開催するものとしたいと考えております。

No. 1 の下段は、市民活動サポートセンターの管理運営を指定管理者に戻した後に、指定管理者との協働管理運営を確保するため、指定管理者を従来通り運営協議会の委員とするのでよろしいかということのを伺うものです。

また、No. 2 の下段は、これまで利用者懇談会の開催には、運営協議会の委員のご出席を要件としておりましたので、例えば、今年度のように、改選などにより、年度途中まで運営協議会が設置されない場合がございますと、その間利用者懇談会を開催できなくなってしまうので、運営協議会の委員さんがいらっしゃらないときでも、利用者懇談会を開催できるようにしたいという趣旨でございます。

No. 10 は、チラシ・ポスターの掲示や設置について、取り決めで行いたいというものです。

また、No. 6 は No. 19 と併せて、ラウンジでの飲食について、12 時から 13 時の間には、市民活動団体に限定せずに南ラウンジでの飲食を可能とするものです。

次に、この表に記載した項目につきましても、まとめて議論と言いますか、お取り扱いいただけるものもございますので、その点をお伝えいたします。

まず、No. 3 の下段、No. 4、No. 5、No. 6 につきましては、一団体あたり、市民活動サポートセンターの各設備等をどの程度利用できるかという点について、定めるものです。

続きまして、No. 7、No. 8、No. 9、No. 11、No. 13、No. 14、No. 15、No. 20 につきましては、これまで明文化されていませんでしたが、運用で取り扱ってきた事項を、改めて規定したものです。

そのため、現状追認という性格のものですが、従来の運用を明文化する形でよろしいかという確認をさせていただければと思います。

No. 12、No. 16、No. 17、No. 18 につきましては、現在、当面の取り扱いの運用規定はあるものの、今後、その取り扱いについて再検討が必要なものでございます。

対応案についての説明は、以上でございます。

なお、資料の記載内容を読んでも分かりづらい内容等もあると思いますので、それらについても、率直にご意見やご質問等をいただければと思います。

以上で、簡単ではございますが、「さいたま市市民活動サポートセンター管理基準等の検討状況について」の説明を終わりにいたします。

座 長：ありがとうございます。

それでは、ご意見等ございますでしょうか。

菊 地：指定管理者の時は、こうだった。けれども、市の直営になったから、今はこれを決めなければいけないという風に書いていただけると、分かり易かったと思いますが、ほとんどのところで、市直営にもなったので、きちんと決めなくてはいけないということですよ。

この案を前もって読ませていただいたのですが、すごくよく出来ていると思います。

こちらの会議の中で、内容を精査していくということもできるのでしょうか。

事務局：ご意見を頂戴したいと考えております。

これを全て市だけで考えていくという風には考えておりません。

座 長：ざっくり言うと、No. 1 と No. 2 というのは大きく変わりますよね。

それ以降の話についてはすごく細かな話になりますね。

だから基本的な方針は、No. 1 と No. 2 が大きく変わる、No. 3 以降は、実行ベースでのルールという風に考えてください。

事務局の説明で行くと、No. 1 と No. 2 は別として、No. 3 から No. 6 までについては、色々書いてあるけれども、趣旨は、一団体あたりどの程度利用できるかを明文化したっていうことですよ。

今度は、No. 7、No. 8、No. 9、No. 11、No. 13、No. 14、No. 15、No. 20 は、明文化がないまま、実行ベースでやってきたものを、明文化したということなので、逆を言えば、これは何も変化がないということですね。

もう1つの固まりは、No. 12、No. 16、No. 17、No. 18 は、当面の取扱いはあるのだけれども、今後検討した方がよいのではないかという案として出されているというわけですね。

ですから、No. 3 から No. 6 までの1団体当たりの利用の程度、それから No. 7 から No. 20 までの明文化ということで、最初の塊についても、実際のところは、利用者の方のニーズとかもあるとは思いますが、先ほど、山岸委員も公平にという話をされておりましたが、ルール化すれば、公平性は明らかに担保できるので、方向性としては、明文化した方が良いというのは当然ですね。

予定の時間があと 20 分程度ですので、全部にわたってご意見を聞くということではできませんが、最初の No. 1 と No. 2 について、まずご意見をいただければと思うのですが、まず、私から確認させていただきたいのですけれども、市が設置する根拠というのは、No. 1 の課題・問題点の所の2行目にありますように、運営協議会が、「さいたま市附属機関等に関する要綱」第2条に規定する協議会等と同趣旨のものが運営協議会だという風に読むと、市が設置というのが妥当だという解釈でよいですか。

事務局：はい。

座長：そういう意味では、4月からの直営にあたって、資料の真ん中の欄が、既に対応済みの事柄ですよ。

今後の方向性としては、1番右側に書いてありますが、左の内容をそのままやっていくが、それでよいかということですよ。

事務局：はい。

座長：以前は、指定管理者となったところがやっていたものを、今後は、設置主体を市にするという風に明確にするということのようですが、何かご意見はありますか。

須藤：もちろん、市の直営になりましたので、このように規定するものがあるので、市が運営協議会を設置して、会議を開催するというのでよいと思うのですが、仮に、利用団体の方から、運営協議会を臨時に開催してほしいですとか、そういった要望は受けてもらえるのか、そういった一文を入れていただくことはできるのか、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

山岸：そういう問題になってしまうと、みんながお願いするようになってしまうので、難しいのでは。

座長：今の質問は、設置主体が市になった場合、開催の発議は、全て市しかできなくなってしまうのではないかとということですよ。

須藤：そうですね。

市が設置して会議を開催するというので、直営にもなっているので、これは構わないと思うのですが、例えば、本当に臨時に、突発的に、運営協議会を開いていただきたいというような要望が、市民活動団体から数多くあつたりしたときに、市にどのように要望できるのかという

ことです。

利用団体側からは、運営協議会開催の希望を申し上げることができないのかということですね。

座長：市民の側から、開催召集ができるのか否かということですね。それはどうでしょうか。

事務局：今現在は、そうした規定はございませんでして、正直なところ、想定をしていなかったというのが実際のところだと思います。

ただ、運営協議会の開催は、年4回程度ということで規定させていただいているのですが、須藤委員がおっしゃられている、突発的な状況というのが、どのような状況なのかですとか、ご要望されている団体が、どの程度なのかですとか、例えば、1団体だけがいらっしゃってやって欲しいと言われても、実際に、それで皆様にお集まりいただくのは難しいかとは思っております。

やり方に関しましても、私の方でまだ想定しておりませんので、今すぐ実際にどうということとは難しいですが、例えば、委員の内の何分の1以上の方が、開催すべきとお考えになった場合に開催するのかというようなことも、ご意見等をお伺いしながら考えさせていただきたいと思っております。

須藤：そういうことも想定しておかないと、想定外のことが起こった時に、「市しかないです。決まりがないので。」となってしまうのは、よくないのかなと思います。

座長：利用者からの招集をどうするのかということは、検討の材料にさせていただきたいと思っております。

事務局：ありがとうございます。

座長：管理運営要領からすると、運営協議会は、管理運営に対しての意見交換や協議をする場ということなのですよ。

そして、利用者懇談会は、そのニーズを聴取する意見交換会ということでしたけれども、そちらも、今回の場合は、その開催主体を市の方でということですよ。

ちなみに、指定管理者に移行した場合でも、設置等の主体は、あくまでも市ということですよ。

事務局：私どもは、そのように考えているのですけれども、いかがでしょうか。

座長：それはいかがでしょうか。

加倉井：私は、この文章をもらった時、とても驚いたんですね。

あまり決まりがなくて、丸投げみたいな形だったのかなということで、すごくびっくりしました。

須藤：確かに、今まではこんなに決まっていることが少なかったと思われるかもしれませんが、サポートセンターを作るときに、必要最低限の決まりだけを定めて、市民活動という内容から、お互いに話し合ったり、柔軟に対応できるようにというような話で始まっているので、明文化されていなかったところが、さいたま市型の協働管理運営として、市民活動をサポートしていく施設としては、ふさわしいやり方であったということもあります。

対応されていた職員の方は大変だったと思うのですが、逆に言えば、そういったところが、特徴でもあったと思うので、そこが、さいたま市の市民活動サポートセンターの良いところであったという風にも捉えていただければと思います。

座長：No. 2についてはいかがですか。

木島：先ほど、どのような発議で、この運営協議会を開催できるかというご意見をいただいたというのを踏まえると、利用者懇談会についても、その部分を検討しておかなければいけないのか

なと思います。

有 浦：利用者懇談会のところに、改選により委員がない場合というのがありますけれども、これは、改選により、運営協議会委員がない時期においても開催することができるという風になるんですよね。

事務局：そうです。

座 長：まだ言い足りない部分があるとか、資料を十分に咀嚼できていないという方もいらっしゃると思いますが、一応、No. 1 と No. 2 についてのご意見は若干いただきましたので。以降続けていくと言っても時間が限られていますので、資料の 4-2 について、改めて、次の会議で吟味するという事にいたしますか。

課題・問題点のところに対して、真ん中に、市の対応案が示されていて、埋められているところは、すでに対応済みの内容が書かれていて、一番右側には、左の内容を、そのまま続けてよいかというような趣旨のことが書かれていると。

そして、真ん中に、何も書かれていない部分については、新たに、ああしたい、こうしたいというような内容が書いてあります。

なので、皆さんは、それを踏まえて、問題を改善するための対応策、あるいは既にやったものを続けてよいかどうか、大きな方向としてよいかどうかということを考えてきていただければ、次の会議は、発言もしやすくなるかと思います。

菊 地：市の方にお尋ねしたいのですが、次の会議はまだいつやるのか分からないですけれども、時間が空いてしまった場合、今までどおりに進めていってよいのですか。

これは、決めてしまわないといけないものなのではないのですか。

事務局：もし皆様のお時間が許せるのであれば。全般的に見ていただいた点で、1、2のみならず、他についても、もう少しご意見をいただければと思います。

時間も迫っては来ていますけれども、市の考える対応案について、どうしてもこれはよくないとか、もっとこういう風にした方がよいのではないとか、そのようなご意見をお持ちの方がいらっしゃれば、発言いただければと思っております。

三 島：利用者懇談会は、この協議会で決めないとできないということですか。

それとも決めなくても利用者懇談会だけ先にやることはできるのですか。

事務局：利用者懇談会は、今回、市が開催させていただくことになっていますので、この後、8月31日に開催させていただきたいと考えております。

皆様全員というわけではございませんが、ご参加いただければと思います。

藤 本：8月31日に、利用者懇談会を行うということですが、もうお手紙を出しているのですか。

事務局：手紙は出しておりません。

これまでもそうだったのですが、利用者懇談会は、館内掲示やホームページでは発表して、自由に参加してもらうことになっています。

藤 本：それで、参加できる人は、出てくださいということなんですね。

事務局：はい。

座 長：従来であれば、運営協議会をやった後に、利用者懇談会を行うという流れがあったのですか。

事務局：逆に、運営協議会の前に、利用者懇談会を開催させていただいておりました。

利用者懇談会で意見を聴いて、運営協議会で話し合うという流れです。

座 長：事務局から、もう少し意見があれば是非ということですので、皆さんの中で何か言っておきた

いところはありますか。

須藤：大変細かいところですけども、メールボックスの利用可能数を1団体につき2個以内として書かれているのですが、現状、先ほどの話によれば、メールボックスはかなり空いているという状況がありますので、「ただし、空いている場合は相談に応じます」というような柔軟性を持たせた表現にできないだろうか。

空いているのだから使わせてほしいという団体がいた場合、それを使ってもらう方が、センターとしてもありがたいわけですし、それなりの柔軟性を持った対応をしていただけるような一文を入れるような方針はいかがでしょうか。

座長：それは、考え方として、メールボックスだけでなく、他の項目の設備もですか。

須藤：もちろん、数字を入れて決めてはいるけれども、状況に応じて、そのような対応ができますというようなことも、大きな方向性として入れていただきたいなと。

市民活動は、自主的にやる活動で、自主性をもってやっていこうとしている方々をサポートする施設ですので、管理運営する方々は、そのような調整をするのは難しいし、非常に面倒であると思いますが、そういった幅を持たせていただければ、ありがたいと思います。

座長：そうすると、No. 3からNo. 6までというのは、1団体あたりの利用を定める話ですから、できるかぎり柔軟に対応してほしいというのを、こちらにも適用した方が良いということですね。

菊地：多目的展示コーナーは、やはり1ヶ月あたり7日以内にした方が良いと思います。このままの方が良いと思います。

やはり、調整会の時に、他の利用者さんがいなければ、1か月ほぼ全部借りられてしまう場合があるので、先ほどご意見があったように、「空いている場合は要相談」としてしまうと、相談を受ける窓口の職員の方が、統一の見解を持っていただかなければならないので、非常に難しいと思います。

こういう場合はいいですよとか、こういう場合は駄目ですよとか、何個空いていればよいとか、そういうところまで決めておかないと、対応する職員によって変わってしまうということが出てきてしまいますので。

センターは、休館日がないので、話し合う機会を取るのが多分少ないと思うのですが、対応が人によってそれぞれ違うというのは、利用する側としてはやはり困るので、このような管理基準というものを作るというような話が出てきたのではないかと思います。

内規というか、そのようなものを決めておいていただくとかしないといけないと思いますし、全ての項目に当てはまるものではないと思います。

ラウンジの使用にしてみても、テーブルの使用は1団体につき、幾つ以内というのはしていただかないと、座席に荷物おいて、お昼を買いに行ったりしてしまうとか、荷物だけおいて、他のテーブルで活動をするとか、そういうこともあるので。

今は、メールボックスは空いているのでよいと思うのですが、団体ロッカーの小ロッカーについても、1つの団体が、2個も3個も借りてしまうと、新たに登録した団体が、ロッカーを借りたいという話になっても、他の団体で、2個、3個借りてしまっているのはいっぱいですというようなになってしまうのは良くないと思うので、全部に当てはめるということはやめたいなと、私は思います。

座長：裁量行為が働かないようにするために、ルールが必要なわけですので、それが不公平感にもつながるわけなので、これは、最後は腹をくくるしかないと思います。

要相談で、OKな場合は、それには皆さん文句は言わないけれども、駄目な場合は、なぜルールが決まっていけないんだとなりますし、ルールはきちんと守りますという人たちが全員なら問題はないですが、そういう人ばかりではないので、そうすると、ある程度制限を加える必要があるというご意見ですよ。

山 岸：似たような話ですが、利用が競合した場合には、どのようなルールで優先権を与えるんですか。例えば、同じ日に、同じ時間でやりたいという希望者がいた場合とか。

事務局：ラウンジのテーブルについては、予約できるスペースと、予約がなくても空いていれば利用できるスペースの2種類があります。

予約スペースにつきましては、先着順、つまり、早いもの順です。

1週間前から予約できるというようになっておりまして、1週間前の日の朝9時から、電話あるいは窓口で予約を承っておりますが、早いもの順になります。

予約が必要ないスペースにつきましては、空いていればご利用いただけるという風になっております。

山 岸：基準はないんですか。

事務局：市民活動団体であればご利用いただけます。

山 岸：それが同時だったらどうします。

事務局：同時というのは、今まであまりございませんので、来て空いていれば、そこをご利用いただくという形でやっています。

ラウンジが、100%埋まってしまっているというのは、中々ないと思います。

藤 本：印刷作業室やラウンジの予約ができるということが明記されていますか、予約の方法は、どういう形で、どこに出ているのですか。

事務局：センターの利用のしおり「サポセンのすすめ」というものを作成しておりますが、その11ページ目に、それらの予約方法を記載しております。

もちろん、センターにお問い合わせいただきましたら、その都度、ご説明もさせていただきます。

座 長：他によろしいですか。

それでは、今日はここまでいたします。

先ほど菊地委員から、この話を長々とやってもよいのかという話がありましたが、事務局の方で、今後の案などがあればお話していただければ。

事務局：これだけボリュームのあるものを、皆様にお出ししておいて大変勝手な話であると思うのですが、事務局としては、あまり拙速にはならないようにと考えてはいるのですが、管理基準をなるべく早めに策定させていただきたいと考えております。

できれば、12月の議会で、何からの報告ができるのであれば、報告させていただきたいと考えております。

榎 本：逆算すると、議会に報告するためには、いつまでに出来上がらなければいけないんですか。

事務局：ざっくりとした話で申し訳ございませんが、11月くらいまでには、また開催させていただきまして、内容をご検討いただければ、ありがたいと思っております。

座 長：11月までということですか。それとも11月にということですか。

事務局：11月上旬ぐらいまでであれば。

座 長：それでは、9、10、11の頭ぐらいまでに、また日程調整をして、最低1回はやりたいというこ

とですか。

事務局：はい。

藤 本：今回の検討内容というのは、この資料をさらに深くということでしょうか。

どこまでを、11月の目標にするものなのかが分からないのですが。

議会に報告できるようなものにある程度仕上げるということでしょうか。

事務局：はい。

菊 地：回数や個数については、皆さんからご意見がなかったのではないかなと理解しているのですが、全部をまた初めからというのは時間がかかって、1回だけではとても決まらないのではないかなと思うので、次は、内容を少し検討してもらって、ある程度整理して示していただいて、それについて話し合うという形にしないと、時間ばかりかかってしまうので、そのようにしてもらえればと思います。

11月の頭までに、2回、3回できるのであれば、このままでももう少しお話ができると思うのですが、あと1回ということであれば。

三 島：利用者懇談会が、8月末に開催されるということで、その内容が出てきて、また、それを話し合う必要があるということですね。

事務局：はい。

三 島：利用者懇談会で出された意見も踏まえた話が、11月まで先延ばしになってしまうと、利用者の方も困ると思うので、利用者懇談会以降に早めに開くべきではないでしょうか。

座 長：利用者懇談会の話がまとまり次第、日程を調整して開いてもらうと。

そして、議論の対象をどこにするかは、もう少し明確にしてもらいましょう。

基本的には、皆さんから、もう言いたいことはありませんというようになりさえすれば、大丈夫です。

ただ、何かを集約するための会議ではないので、皆さん、こうした方がよいとか、ここに疑問があるとか、言いたいことを言えばよいという部分もあると思うんです。

本来、事務局は一つ一つに答えなくてもよいんですよ。

ある程度しっかりと皆さんが了解してくれる、この方向で良いという方向性がはっきりするのであれば、指定管理者になろうか、直営だろうか、どちらになろうと、ルールがはっきりするのは良いことです。

次の会議を9月、10月にやるにしても、利用者懇談会で出された意見がどのようなものであったかという資料を作ってもらいましょう。

もう一つは、No. 1とNo. 2の話と、先ほどの一団体当たりの枠をどう考えるかと、実行ベースでやっていたものを明文化するのが良いのかなど、いくつかの大枠ごとに、利用者懇談会で出された意見も共有化しながら議論をして、意見を出し合うということでもよろしいですか。

――同了承

## 7 その他

事務局：事務局よりご連絡とご依頼をさせていただきます。

まず1点目ですが、ただいまの協議の中でも出ておりましたが、8月31日の午後6時30分から、平成28年度第1回利用者懇談会を開催いたします。

場所につきましては、中央ラウンジを予定しております。

そこでご依頼となりますが、先ほど既に少しお話がありましたけれども、管理運営要綱におきましては、「利用者懇談会は利用者及び運営協議会の委員の参加により開催しセンターの管理運営に利用者のニーズを反映させるための意見交換を行う」こととなっておりますことから、大変急で恐縮ではございますが、本日ご参加いただいている委員の皆様から、何人かご出席いただきたく願います。

ご出席いただく委員の皆様には、利用者と意見交換を行いつつ、運営協議会と利用者懇談会のパイプ役をお願いできればと考えておりますので、大変急なのですが、31日の利用者懇談会にどなたかご参加いただけますでしょうか。

菊 地：とりあえず出られます。

藤 本：私も出ます。

事務局：ありがとうございます。宜しく願いいたします。

他の委員の方々も、もし出席できるようであれば、宜しく願いいたします。

挙手いただきました、菊地委員と藤本委員におかれましては、ありがとうございます。

2点目ですが、協議の中でもございましたが、次回開催につきましては、改めて皆様と日程調整をさせていただき、ご案内をさせていただきたいと思っておりますので、宜しく願いいたします。

事務局からは以上です。

## 8 閉会

事務局：それでは、これもちまして、第1回運営協議会を閉じたいと思います。

本日は長時間にわたりまして、貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。